

賛助会員規程

財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター

(目的)

第1条 この規程は、財団法人都市づくりパブリックデザインセンター寄附行為第31条に定める賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

(加入)

第2条 財団法人都市づくりパブリックデザインセンター（以下「センター」という。）の趣旨に賛同するものは、所定の加入申込書を提出し、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(会員の種類)

第3条 賛助会員は民間企業会員及び地方公共団体会員から構成される。

(会費)

第4条 賛助会員は、次の会費をセンターに納入しなければならない。

- | | | |
|----------|----|------|
| 一 民間企業会員 | 年額 | 30万円 |
| 二 地方公共団体 | | |
| 都道府県 | 年額 | 10万円 |
| 政令指定都市 | 年額 | 10万円 |
| 市、東京都特別区 | 年額 | 5万円 |
| 町、村 | 年額 | 3万円 |

(会員の受益)

第5条 賛助会員は、センターが行う行事等の利益を受けることができる。

- 一 シンポジウム、講習会、研修会等への参加
- 二 懇談会への参加
- 三 調査研究活動への参加
- 四 機関誌、会報の無料配布
- 五 センターの発行する都市デザインに関する資料の配布
- 六 都市デザイン情報の提供
- 七 その他センターが行う事業で賛助会員の参加が望ましいものへの参加

(退会)

第6条 賛助会員は、次の各号の一つに該当する場合は退会するものとする。

- 一 賛助会員から退会の申出があったとき
- 二 民間企業会員の場合に会社が解散したとき
- 三 理事長が理事会に諮り、除名したとき

2 退会した賛助会員の既納の会費は、返還しない。

附 則

この規程は、平成2年12月26日から適用する。

附 則

- 1 改定後の規程は、平成9年10月1日から適用する。
- 2 改定後の規程適用時に既に民間企業会員である場合の会費は、従来どおりの額とする。
- 3 規程改正後にセンターに対して従前の例による寄附金の出損を行った企業が賛助会員加入の申請をした場合の会費は、前項に定める額とする。

附 則

- 1 改定後の規程は、平成18年7月1日から適用する。
- 2 改定後の規程適用時に既に民間企業会員である場合の会費は、従来どおりの額とする。
- 3 規程改正後にセンターに対して従前の例による寄附金の出損を行った企業が賛助会員加入の申請をした場合の会費は、前項に定める額とする。

附 則

改定後の規程は、平成21年4月1日から適用する。